

議案第23号説明資料

令和2年6月2日

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2～3

総務課

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

感染症の防疫業務等に従事した職員に対して感染症業務手当を支給するとともに、国の取扱いに準じて、新型コロナウイルス感染症患者の救急搬送業務等に従事した職員に対する感染症業務手当の支給について、特例措置を講ずるため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 感染症業務手当の支給に係る規定の追加（本則）

- ・特殊勤務手当の種類に「感染症業務手当」を追加します。（第2条）
- ・感染症業務手当の支給は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する所見がある者又はその疑いがある者の救護、治療、看護若しくは消毒又は病毒汚染物品の処理作業に従事した職員を対象とします。なお、手当の額は、作業1回につき350円とします。（第3条）
- ・災害救急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の名称を、「災害救急業務手当」とします。（第4条）

(2) 新型コロナウイルス感染症感染者等への対応業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当（感染症業務手当）の特例措置に係る規定の追加（附則）

- ・新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、感染症業務手当の支給に係る特例を規定します。
- ・手当の額は、日額3,000円とします。（感染者等の身体に直接接触する作業又は長時間にわたり接して行う作業に従事した場合は、日額4,000円とします。）

(3) 施行日は、公布の日からとします。なお、適用日は、令和2年1月27日からとします。

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 省略 (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>感染症業務手当</u> (2) <u>災害救急業務手当</u></p> <p><u>(感染症業務手当)</u></p> <p>第3条 <u>感染症業務手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症の所見がある者又はその疑いがある者の救護、治療、看護若しくは消毒又は病毒汚染物品の処理作業に従事した職員に支給する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する手当の額は、作業1回につき350円とする。</u></p> <p><u>(災害救急業務手当)</u></p> <p>第4条 <u>災害救急業務手当は、消防本部及び消防署に所属する消防職員に対し次のとおり支給する。</u></p> <p>(1) 火災その他の災害の出動手当の額は、出動1回につき200円とする。 (2) 救急事故に出動し、被救助者の救出、救助に従事した手当の額は、出動1回につき200円とする。ただし、救急救命士の資格を有する消防職員が出動した場合は、次のア又はイの額とする。</p> <p>ア 救急出動 出動1回200円 イ 出動中救急救命士法（平成3年法律第36号）に基づく処置を行った場合 出動1回510円</p> <p>(支給方法)</p> <p>第5条 省略</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 省略</p>	<p>第1条 省略 (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、<u>災害救急作業等に従事する職員の特殊勤務手当とする。</u></p> <p><u>(災害救急作業等に従事する職員の特殊勤務手当)</u></p> <p>第3条 <u>災害救急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、消防本部及び消防署に所属する消防職員に対し次のとおり支給する。</u></p> <p>(1) 火災その他の災害の出動手当の額は、出動1回につき200円とする。 (2) 救急事故に出動し、被救助者の救出、救助に従事した手当の額は、出動1回につき200円とする。ただし、救急救命士の資格を有する消防職員が出動した場合は、次のア又はイの額とする。</p> <p>ア 救急出動 出動1回200円 イ 出動中救急救命士法（平成3年法律第36号）に基づく処置を行った場合 出動1回510円</p> <p>(支給方法)</p> <p>第4条 省略</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 省略</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 省略 <u>(大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止)</u></p> <p>2 省略 <u>(感染症業務手当の特例)</u></p> <p>3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号））から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときに支給する。この場合においては、第3条に規定する手当は支給しない。</u></p> <p>4 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年1月27日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 省略</p>